

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

事業年度
(第96期第3四半期) 自 2020年10月1日
至 2020年12月31日

三菱マテリアル株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

(E00021)

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	6
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
2 その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2021年2月9日
【四半期会計期間】 第96期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】 三菱マテリアル株式会社
【英訳名】 MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】 執行役社長 小野 直樹
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】 03（5252）5226
【事務連絡者氏名】 経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 木鷺 俊介
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】 03（5252）5226
【事務連絡者氏名】 経営戦略本部経理・財務部経理室管理グループ長 木鷺 俊介
【縦覧に供する場所】 三菱マテリアル株式会社 大阪支社
(大阪市北区天満橋一丁目8番30号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第3四半期 連結累計期間	第96期 第3四半期 連結累計期間	第95期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	1,124,608	1,079,885	1,516,100
経常利益 (百万円)	39,426	32,019	49,610
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	10,058	11,012	△72,850
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	15,326	20,452	△114,027
純資産額 (百万円)	718,039	571,860	586,034
総資産額 (百万円)	1,991,434	1,950,171	1,904,050
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	76.81	84.23	△556.34
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.9	26.0	26.6

回次	第95期 第3四半期 連結会計期間	第96期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	42.36	230.86

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの変更等を行っております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

当社は、2020年11月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ダイヤメントの全株式について、エンデバー・ユニテッド株式会社を無限責任組合員とするエンデバー・ユニテッド2号投資事業有限責任組合（以下「本組合」）に譲渡すること（以下「本件譲渡」）を正式に決議し、同日付で本組合との間で本件譲渡に関する最終契約書を締結し、2020年12月4日に本件譲渡を実行いたしました。これに伴い、前事業年度の有価証券報告書に記載した「(17) 株式会社ダイヤメントの業績」は消滅しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、経済活動に大幅な制約が生じました。中国において景気の持ち直しの動きがみられたものの、タイやインドネシアにおいては景気の低迷が続きました。欧州においても景気の低迷が続いた一方、米国においては景気の持ち直しの動きがみられました。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用・所得環境の低迷が続いたものの、輸出や鉱工業生産に持ち直しの動きがみられました。

当社グループを取り巻く事業環境についても、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受けました。金属価格が上昇したほか、半導体関連の需要が堅調に推移したものの、自動車関連の需要が大幅に減少しました。これに加えて、国内におけるセメント需要の減少がありました。

このような状況のもと、当第3四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は1兆798億85百万円（前年同期比4.0%減）、営業利益は155億95百万円（同34.9%減）、経常利益は320億19百万円（同18.8%減）となりました。また、当社は、事業再編損失として、223億70百万円の特別損失を、投資有価証券売却益として、200億85百万円の特別利益をそれぞれ計上しました。これにより、親会社株主に帰属する四半期純利益は110億12百万円（同9.5%増）となりました。

セグメント情報は次のとおりであります。

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後の区分に組み替えた数値で比較しております。

なお、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の報告セグメントごとの営業利益は、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けておりません。

（高機能製品）

（単位：億円）

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	2,852	2,514	△338 (△11.9%)
営業利益又は営業損失（△）	23	△6	△29 (-%)
経常利益	34	19	△14 (△42.3%)

銅加工品は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響等により、自動車向け製品を中心に販売が減少したことから、減収減益となりました。

電子材料は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響等により、自動車向け製品の販売が減少したものの、半導体関連製品の販売が増加しました。また、多結晶シリコン製品の製造コストが減少しました。この結果、減収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(加工事業)

(単位：億円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	1,150	885	△265 (△23.0%)
営業利益又は営業損失（△）	66	△34	△100 (-%)
経常利益又は経常損失（△）	56	△31	△88 (-%)

超硬製品は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響等により、中国を除く主要国において、自動車向け製品を中心に販売が減少したことから、減収減益となりました。

焼結製品等は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響等により、中国を除く主要国において、主要製品である焼結部品の販売が減少したことから、損失が拡大しました。なお、2020年12月4日に株式会社ダイヤメントの全株式を譲渡したことから、同月より同社、株式会社ピーエムテクノ、Diamet Klang(Malaysia)Sdn. Bhd. 及び広東達宜明粉末冶金有限公司は当社の連結範囲から外れております。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(金属事業)

(単位：億円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	4,814	5,218	404 (8.4%)
営業利益	89	106	17 (19.9%)
経常利益	202	225	23 (11.6%)

銅地金は、生産量が前年同期と比べて増加したものの、インドネシア・カバー・スマルティング社において定期炉修を実施したほか、買鉱条件の悪化等により、増収減益となりました。

金及びその他の金属は、金及びパラジウムの価格が上昇した影響等により、増収増益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

(セメント事業)

(単位：億円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	1,876	1,587	△288 (△15.4%)
営業利益	96	65	△31 (△32.3%)
経常利益	124	74	△49 (△39.8%)

国内では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う首都圏等における工事の休止や遅れの影響があったほか、東北地区や九州地区における災害復旧工事の需要がそれぞれ減少したものの、エネルギーコストが減少したことなどから、減収増益となりました。

海外では、米国において、生コンの販売数量が減少したことに加えて、原材料費等の操業コストが増加しました。また、豪州の石炭事業において、石炭の販売価格が下落しました。この結果、減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	166	157	△8 (△5.2%)
営業利益	4	2	△2 (△50.0%)
経常利益	15	11	△3 (△23.7%)

エネルギー関連は、原子力関連の販売が減少したことにより、減収減益となりました。

環境リサイクルは、家電リサイクル及び焼却飛灰の処理量の増加により増収となったものの、新規事業の立ち上げに伴うコストの発生や販管費の増加等により、損失が拡大しました。

以上により、前年同期に比べて事業全体の売上高及び営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

(その他の事業)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	増減（増減率）
売上高	2,099	1,961	△138 (△6.6%)
営業利益	6	52	46 (755.8%)
経常利益	5	50	45 (831.3%)

飲料用アルミ缶は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う家飲み需要の増加等により、通常缶の販売が増加しました。また、原材料コスト及びエネルギーコストが減少しました。この結果、増収増益となりました。

アルミ圧延・加工品は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響等により、自動車向け製品を中心に販売が減少したものの、前連結会計年度における三菱アルミニウム株式会社の固定資産の減損損失計上により、減価償却費が減少したことに加えて、コスト削減効果等により、減収増益となりました。

飲料用アルミ缶及びアルミ圧延・加工品以外の事業は、合算で減収減益となりました。

以上により、前年同期に比べてその他の事業全体の売上高は減少したものの、営業利益は増加しました。経常利益は、営業利益が増加したことから、増加しました。

②財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1兆9,501億円となり、前連結会計年度末比461億円増加しました。これは、たな卸資産が増加したことなどによるものであります。

負債の部は1兆3,783億円となり、前連結会計年度末比602億円増加しました。これは、借入金が増加したことなどによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

全社課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発活動は、基本的には各事業の基幹となる分野の研究開発を当社単独あるいはグループ会社と連携をとりながら行い、各社固有の事業及びユーザーニーズに応える研究開発についてはそれが単独で行っております。そのうえで、各セグメントと技術統括本部開発部が協力して、当社グループの開発の全体最適化を図り、新製品・新事業の創出を推進してまいります。研究開発・マーケティング戦略では、メガトレンド等の外部環境変化を注視しつつ、IoT・AI、次世代自動車、都市鉱山、クリーンエネルギー・脱炭素化の分野を中心に、当社グループの有する機能複合化技術、材料複合化技術、基盤・量産化技術、リサイクル技術等をベースに、顧客ニーズに即した高付加価値な製品・サービスを創出してまいります。

研究開発費の総額は、8,351百万円であり、当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年11月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ダイヤメントの全株式について、エンデバー・ユナイテッド株式会社を無限責任組合員とするエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合（以下「本組合」）に譲渡すること（以下「本件譲渡」）を正式に決議し、同日付で本組合との間で本件譲渡に関する最終契約書を締結し、2020年12月4日に本件譲渡を実行いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末日 現在発行数（株） (2020年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2021年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	131,489,535	131,489,535	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は、100株であ ります。
計	131,489,535	131,489,535	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	131,489,535	—	119,457	—	85,654

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、当社は当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿を作成していないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年9月30日）現在の株主名簿に基づき記載しております。

①【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 551,600	—	「(1) ②発行済株式」 の「内容」欄に記載のと おりであります。
	（相互保有株式） 普通株式 7,100	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 129,936,400	1,299,364	同上
単元未満株式	普通株式 994,435	—	同上
発行済株式総数	普通株式 131,489,535	—	—
総株主の議決権	—	1,299,364	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,400株（議決権14個）含まれております。

2. 「単元未満株式」には、次の株式が含まれております。

- ・自己株式 26株
- ・津田電線株式会社名義の株式 80株

②【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区丸の内 3丁目2-3	551,600	—	551,600	0.42
（相互保有株式） 津田電線株式会社	京都府久世郡久御山町 市田新珠城27番地	6,200	—	6,200	0.00
（相互保有株式） 東北運輸株式会社	秋田県秋田市茨島1丁 目2-10	900	—	900	0.00
計	—	558,700	—	558,700	0.42

(注) 1. 当第3四半期会計期間末日現在の当社が保有している自己株式は554,033株（うち単元未満株式は33株）であります。

2. 上記の自己保有株式のほか、株式報酬制度に基づいて役員報酬BIP信託が保有する当社株式274,700株を連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	134,444	131,434
受取手形及び売掛金	217,259	※4 205,419
商品及び製品	111,409	123,248
仕掛品	112,908	118,601
原材料及び貯蔵品	127,908	133,322
その他	254,001	295,440
貸倒引当金	△2,470	△2,707
流動資産合計	955,462	1,004,758
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	218,923	216,300
土地（純額）	216,487	207,485
その他（純額）	223,888	226,493
有形固定資産合計	659,298	650,278
無形固定資産		
のれん	35,586	31,350
その他	15,906	14,589
無形固定資産合計	51,492	45,939
投資その他の資産		
投資有価証券	183,043	190,268
その他	58,866	63,135
貸倒引当金	△4,112	△4,208
投資その他の資産合計	237,796	249,195
固定資産合計	948,588	945,413
資産合計	1,904,050	1,950,171

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	113,148	※4 124,780
短期借入金	191,038	207,397
1年内償還予定の社債	—	20,000
コマーシャル・ペーパー	50,000	80,000
未払法人税等	10,221	4,566
引当金	14,424	7,755
預り金地金	294,312	329,325
その他	124,746	112,595
流動負債合計	797,892	886,421
固定負債		
社債	60,000	40,000
長期借入金	246,578	272,362
事業再編損失引当金	30,272	—
環境対策引当金	32,581	28,631
その他の引当金	6,117	4,486
退職給付に係る負債	56,312	51,822
その他	88,261	94,587
固定負債合計	520,123	491,889
負債合計	1,318,016	1,378,311
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,457	119,457
資本剰余金	92,393	79,234
利益剰余金	274,723	281,410
自己株式	△2,157	△2,855
株主資本合計	484,416	477,247
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,806	37,520
繰延ヘッジ損益	708	△2,577
土地再評価差額金	28,059	27,107
為替換算調整勘定	△12,212	△18,565
退職給付に係る調整累計額	△16,997	△14,528
その他の包括利益累計額合計	22,364	28,955
非支配株主持分	79,252	65,657
純資産合計	586,034	571,860
負債純資産合計	1,904,050	1,950,171

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,124,608	1,079,885
売上原価	986,362	956,764
売上総利益	138,246	123,120
販売費及び一般管理費	114,308	107,525
営業利益	23,937	15,595
営業外収益		
受取利息	915	620
受取配当金	17,841	15,687
固定資産賃貸料	3,795	3,796
持分法による投資利益	3,383	3,001
その他	2,047	5,746
営業外収益合計	27,983	28,853
営業外費用		
支払利息	3,699	3,194
鉱山残務整理費用	2,964	2,619
その他	5,830	6,614
営業外費用合計	12,495	12,428
経常利益	39,426	32,019
特別利益		
投資有価証券売却益	2,054	20,085
事業譲渡益	705	199
その他	220	132
特別利益合計	2,980	20,417
特別損失		
事業再編損失	—	※ 22,370
独占禁止法関連損失	10,423	—
その他	3,469	2,730
特別損失合計	13,892	25,101
税金等調整前四半期純利益	28,514	27,336
法人税等	14,434	11,519
四半期純利益	14,080	15,816
非支配株主に帰属する四半期純利益	4,021	4,803
親会社株主に帰属する四半期純利益	10,058	11,012

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	14,080	15,816
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,268	14,222
繰延ヘッジ損益	△180	△4,077
為替換算調整勘定	△3,590	△8,380
退職給付に係る調整額	633	2,405
持分法適用会社に対する持分相当額	115	465
その他の包括利益合計	1,245	4,635
四半期包括利益	15,326	20,452
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,116	18,484
非支配株主に係る四半期包括利益	3,209	1,968

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、ニューエナジーふじみ野㈱を連結の範囲に含めております。また、当社を存続会社とする吸収合併により三菱伸銅㈱を、持分の全部を売却したことにより西日本開発㈱を、それぞれ連結の範囲から除外しております。

当第3四半期連結会計期間より、持分の全部を売却したことにより㈱ダイヤメット他3社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、グリーンサイクル㈱を持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(株式報酬制度)

1. 取引の概要

当社は、執行役、執行役員及びフェロー（国内非居住者を除きます。以下「執行役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を2020年5月より導入しております。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。本制度は、執行役等の役位等により当社株式及び当社株式の換価処分金額相当額の金銭を執行役等に交付及び給付する制度であります。

2. BIP信託に残存する当社株式

BIP信託に残存する当社株式を、BIP信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当第3四半期連結会計期間末日における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は684百万円及び274千株であります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、当社グループの主要な国内外の事業拠点において、自動車向け製品を中心需要が減少するなどの影響を受けております。

しかし、当第3四半期連結会計期間末日時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて検討を行った結果、前連結会計年度の有価証券報告書（追加情報）（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について、重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2020年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)	
シミルコファイナンス社	6,983百万円	シミルコファイナンス社	4,984百万円
株式会社コベルコマテリアル銅管	2,065	株式会社コベルコマテリアル銅管	2,249
湯沢地熱株式会社	1,943	湯沢地熱株式会社	1,892
ジェコ2社	1,550	カッパーマウンテンマイン社	1,500
ニューエナジーふじみ野株式会社	1,300	ジェコ2社	1,317
カッパーマウンテンマイン社	1,020	従業員	2,038
従業員	2,107	その他(9社)	1,065
その他(10社)	1,028		
計	18,001	計	15,049

2 偶発債務

(インドネシア国税務に関する件)

前連結会計年度(2020年3月31日)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社(以下、PTS社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、PTS社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(前連結会計年度末日レートでの円換算額5,209百万円)の更正通知を受け取りました。また、PTS社は、2015年1月28日付で追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,523百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びPTS社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、PTS社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

PTS社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、PTS社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びPTS社の見解の正当性を主張しておりましたが、2020年1月30日付判決により提訴は棄却されました。これに伴い、2020年3月23日付で納付不足額33百万米ドル(同円換算額3,685百万円)、2020年4月24日付で課徴金33百万米ドル(同円換算額3,685百万円)をそれぞれ納付しております。しかしながら、当社及びPTS社にとって税務裁判所が下した判決は承服できる内容ではないことから、PTS社は2020年6月8日に最高裁判所へ上告し、当社及びPTS社の見解の正当性を主張しております。

またPTS社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、PTS社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル(同円換算額2,484百万円)の更正通知を受け取りました。また、PTS社は、2017年12月27日付で追徴額の一部である6百万米ドル(同円換算額685百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、PTS社のヘッジ取引損益の計上等を一方的に否認する見解であり、当社及びPTS社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、PTS社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

PTS社が2018年2月27日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2019年2月25日付で棄却されました。そのため、PTS社は2019年5月17日に税務裁判所へ提訴し、当社及びPTS社の見解の正当性を主張しております。

またPTS社は、2018年12月5日付で、インドネシア国税当局より、PTS社の2014年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、15百万米ドル(同円換算額1,655百万円)の更正通知を受け取りました。また、PTS社は、2018年12月27日付で追徴額の一部である5百万米ドル(同円換算額638百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、PTS社のヘッジ取引損益の計上等を一方的に否認する見解であり、当社及びPTS社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、PTS社は2019年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

PTS社が2019年2月27日に提出した異議申立書に対し、インドネシア国税当局より2020年1月20日付で決定通知を受領し、9百万米ドル(同円換算額1,020百万円)については、PTS社の異議申立が認められました。異議申立が棄却されたうち4百万米ドル(同円換算額515百万円)については、今後PTS社は税務裁判所に提訴することとしております。

なお、前連結会計年度末日において、P T S社が内容を争っている追徴額は、上記の年度に加え、2011年12月期、2013年12月期、2015年12月期、2016年12月期及び2018年12月期分を含めて、総額125百万米ドル（同円換算額13,669百万円）であります。なお、異議申立や税務裁判の結果により、一部、課徴金が課される場合があります。

当第3四半期連結会計期間（2020年12月31日）

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社（以下、P T S社）は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル（当第3四半期連結会計期間末日レートでの円換算額4,954百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2015年1月28日付で追徴額の一部である14百万米ドル（同円換算額1,449百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

P T S社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、P T S社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しておりましたが、2020年1月30日付判決により提訴は棄却されました。これに伴い、2020年3月23日付で納付不足額33百万米ドル（同円換算額3,505百万円）、2020年4月24日付で課徴金33百万米ドル（同円換算額3,505百万円）をそれぞれ納付しております。しかしながら、当社及びP T S社にとって税務裁判所が下した判決は承服できる内容ではないことから、P T S社は2020年6月8日に最高裁判所へ上告し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル（同円換算額2,362百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2017年12月27日付で追徴額の一部である6百万米ドル（同円換算額651百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一方的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

P T S社が2018年2月27日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2019年2月25日付で棄却されました。そのため、P T S社は2019年5月17日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しておりました。P T S社の提訴に対し、税務裁判所は2020年12月16日付判決により、14百万米ドル（同円換算額1,495百万円）については、P T S社の主張を認めました。提訴が棄却された7百万米ドル（同円換算額814百万円）とその課徴金2百万米ドル（同円換算額213百万円）について、今後P T S社は最高裁判所へ上告することとしております。

またP T S社は、2018年12月5日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2014年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、15百万米ドル（同円換算額1,574百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2018年12月27日付で追徴額の一部である5百万米ドル（同円換算額607百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一方的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2019年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っておりました。

P T S社が2019年2月27日に提出した異議申立書に対し、インドネシア国税当局より2020年1月20日付で決定通知を受領し、9百万米ドル（同円換算額970百万円）については、P T S社の異議申立が認められました。異議申立が棄却されたうち4百万米ドル（同円換算額490百万円）について、P T S社は2020年7月7日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日において、P T S社が内容を争っている追徴額は、上記の年度に加え、2011年12月期、2016年12月期及び2018年12月期分を含めて、総額113百万米ドル（同円換算額11,712百万円）であります。なお、異議申立や税務裁判の結果により、一部、課徴金が課される場合があります。

3 受取手形割引高等

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形割引高	91百万円	127百万円
受取手形裏書譲渡高	0	0
債権流動化による遡及義務	3,076	3,297

※4 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、主として手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形	一千万円	2,117百万円
支払手形	—	683

(四半期連結損益計算書関係)

※ 事業再編損失

当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

事業再編損失22,370百万円は、2020年12月4日に焼結事業を営む当社の連結子会社であった株式会社ダイヤメントの株式および同社に関する債権をエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合へ譲渡したことに伴う投資有価証券売却損や債権譲渡損等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）、のれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	47,824百万円	46,073百万円
のれんの償却額	3,338	3,279

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月13日 取締役会	普通株式	5,238	40.0	2019年3月31日	2019年6月3日	利益剰余金
2019年11月7日 取締役会	普通株式	5,237	40.0	2019年9月30日	2019年12月3日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月27日 取締役会	普通株式	5,237	40.0	2020年3月31日	2020年6月16日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	高機能製品	加工事業	金属事業	セメント事業	環境・エネルギー事業	その他の事業	計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	276,428	106,008	360,829	185,117	16,229	179,994	1,124,608	—	1,124,608
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	8,798	9,074	120,633	2,497	401	29,986	171,392	△171,392	—
計	285,227	115,083	481,463	187,614	16,631	209,981	1,296,001	△171,392	1,124,608
セグメント利益	3,405	5,673	20,250	12,453	1,548	541	43,873	△4,447	39,426

(注) 1. その他の事業には、アルミ関連、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△4,447百万円には、セグメント間取引消去△36百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,410百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	高機能製品	加工事業	金属事業	セメント事業	環境・エネルギー事業	その他の事業	計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	242,387	81,990	418,631	156,801	15,335	164,739	1,079,885	—	1,079,885
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9,037	6,571	103,260	1,915	431	31,416	152,633	△152,633	—
計	251,424	88,561	521,892	158,716	15,766	196,155	1,232,518	△152,633	1,079,885
セグメント利益又は損失(△)	1,965	△3,163	22,595	7,499	1,182	5,041	35,120	△3,100	32,019

(注) 1. その他の事業には、アルミ関連、エンジニアリング関連等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△3,100百万円には、セグメント間取引消去8百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,108百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、基礎的試験研究費及び金融収支であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、2020年4月1日に実施した組織再編に伴い、報告セグメントを変更しました。

これは、「その他の事業」に属していたエネルギーや環境リサイクル関連に関する事業を「環境・エネルギー事業」とし、「高機能製品」に属していたアルミに関する事業を「その他の事業」に区分したものです。

また、「その他の事業」に含んでおりましたセメントの販売に関する事業を「セメント事業」に移管しております。

加えて、報告セグメントごとの業績をより適切に評価管理するために、当社の共通コストの配賦方法を見直し、報告セグメントの利益又は損失の算定方法の変更を行っております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分及び算定方法に基づき作成したものを開示しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	76円81銭	84円23銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	10,058	11,012
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	10,058	11,012
普通株式の期中平均株式数（千株）	130,947	130,744

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1 株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。自己株式の期中平均株式数は当第3四半期連結累計期間742千株であり、このうち役員報酬BIP信託が保有する当社株式の期中平均株式数は当第3四半期連結累計期間192千株であります。

(企業結合等関係)

(子会社株式の売却)

当社は、2020年11月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ダイヤメント（以下「ダイヤメント社」）の全株式について、エンデバー・ユナイテッド株式会社（以下「エンデバー社」）を無限責任組合員とするエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合（以下「本組合」）に譲渡すること（以下「本件譲渡」）を正式に決議し、同日付で本組合との間で最終契約書を締結し、2020年12月4日に本件譲渡を実行いたしました。

なお、これに伴い、ダイヤメント社の子会社であり、当社の連結子会社でもある株式会社ピーエムテクノ、Diamet Klang (Malaysia) Sdn. Bhd. 及び広東達宜明粉末冶金有限公司も当社の連結範囲から外れております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合

(2) 分離した事業の内容

連結子会社	株式会社ダイヤメント 株式会社ピーエムテクノ Diamet Klang (Malaysia) Sdn. Bhd. 広東達宜明粉末冶金有限公司
-------	---

事業の内容 焼結機械部品、含油軸受その他の粉末冶金製品の製造、研究開発及び販売

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、ダイヤメント社及びその子会社等が営む当社グループの焼結部品事業（以下「焼結部品事業」）の業績悪化に伴い、焼結部品事業の中心であるダイヤメント社の増資引受、直接貸付等の資金支援を行ってまいりました。しかしながら、こうした支援のみでは焼結部品事業の収益改善の見通しが立たないことから、第三者への譲渡も含め、焼結部品事業のあり方について継続的に検討してまいりました。こうした中、エンデバー社との間で、同事業を本組合に譲渡し、同社主導の下で同事業の再建を目指すという方向性で合意に達し、譲渡を実行いたしました。エンデバー社は、豊富な事業再生実績を有する国内投資ファンドであり、焼結部品事業の安定継続のためには、同社主導による再建が最良であると当社は判断しております。

(4) 事業分離日

2020年12月4日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業再編損失 22,370百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 13,501百万円

固定資産 8,247

資産合計 21,748

流動負債 39,244

固定負債 601

負債合計 39,845

(3) 会計処理

ダイヤメント社の連結上の帳簿価額と売却価額との差額から前期末に計上していた事業再編損失引当金を控除した金額を事業再編損失として特別損失に計上しております。

3. 譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント

加工事業

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益概算額

売上高 10,950百万円

営業損失 2,277

(重要な後発事象)

当社は、2021年2月2日に劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」）による1,000億円の資金調達に関する契約を締結し、2021年2月5日に実行しました。

1. 本劣後ローンによる資金調達の目的

当社は、成長戦略を積極的に展開し、継続的に投資を実行していくために必要な資金について、調達手段の検討を進めておりました。そうしたなか、本劣後ローンは、株式を希薄化させることなく実質的な財務体質を強化することが可能であることから、本劣後ローンによる資金調達を実施することといたしました。

2. 本劣後ローンの特徴

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を持ち、負債であることから一株当たりの株式価値の希薄化は発生しない一方、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため、当社では株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所より、それぞれ、資金調達額の50%に対して資本性の認定を受けております。

3. 本劣後ローンの概要

(1) 資金調達総額	1,000億円
(2) 契約締結日	2021年2月2日
(3) 借入実行日	2021年2月5日
(4) 最終弁済期限	2056年2月5日 ただし、当社は2026年2月5日以降の各利息支払日に、元本の全部または一部を期限前に弁済することができる。
(5) 適用利率	実行日から5年目までは基準固定金利に当初スプレッドを加算した固定金利、5年目以降は基準変動金利に当初スプレッドから1.00%ステップアップしたスプレッドを加算した変動金利
(6) 借換制限	当社は、本劣後ローンの期限前弁済を行う場合、期限前弁済日以前の12ヶ月以内に、普通株式の発行または劣後ローン等により、資本性が認められる金額が弁済する元本金額の評価資本相当額以上となるような資金調達を行うことを意図している。ただし、期限前弁済時において、直近連結ネットD/Eレシオが1.0倍以下の場合には、2020年9月末からの連結株主資本増加額に50%を乗じた金額を弁済する元本金額の評価資本相当額から控除することができる。
(7) 利息に関する制限	当社は、普通株式への配当を行う場合等を除き、その裁量により本劣後ローンに係る利息の全部または一部の支払を繰り延べることができる。
(8) 劣後条項	当社に対して清算、破産、会社更生または民事再生の手続開始等が決定された場合、本劣後ローンの貸付人は、劣後債権（本劣後ローンに基づく債権及び本劣後ローンの債権と実質的に同一の条件を付された債権をいう。以下同じ。）を除く全ての債権が全額の満足を受けた後に弁済を受けることができる。本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。
(9) 格付機関による資本性評価	株式会社格付投資情報センター： クラス3・50% 株式会社日本格付研究所： 資本性「中」・50%
(10) 貸付人	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、農林中央金庫

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月9日

三菱マテリアル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 浜嶋 哲三 印
業務執行社員

指定有限責任社員 上坂 善章 印
業務執行社員

指定有限責任社員 切替 丈晴 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱マテリアル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。